

神高支掲示第5号

須崎港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の  
交通を行う場合に経なければならない場所の指定について

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、須崎港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通を行う場合に経なければならない場所を次のように指定し、平成26年6月20日から施行することとしたので、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、須崎港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する掲示（平成17年3月14日付掲示第3号）は廃止する。

平成26年6月19日

高知税関支署長 西本 朝男

本邦と外国との間を往来する船舶（以下「外国往来船」という。）と陸地との間の交通を行う場合に経なければならない場所は、次に掲げる場所とする。

係留施設名称 (通称)	外国往来船	交通経由場所
港町－10M岸壁 (港町1万5千トン岸壁)	左記係留施設に維 けい中の船舶	施設管理者が岸壁に 維けい中の本船と交通 すべき場所として設置 した出入口。
大峯1万トン岸壁 (大峰1万トン岸壁)	左記係留施設に維 けい中の船舶	施設管理者が岸壁に 維けい中の本船と交通 すべき場所として設置 した出入口。
日鉄ドルフィン（-13.5m・専用） 日鉄ドルフィン（-9m・専用） (日鉄ドルフィン桟橋)	左記係留施設に維 けい中の船舶	施設管理者が桟橋に 維けい中の本船と交通 すべき場所として設置 した出入口。
大阪ドルフィン（-7.5m・専用） (住友大阪セメントAバース)	左記係留施設に維 けい中の船舶	施設管理者が岸壁に 維けい中の本船と交通 すべき場所として設置 した出入口。
	上記各欄に維けい 中の船舶又は上記各 欄以外の維けい若し くは入きよ中の船舶	港町桟橋通船発着場

神高支掲示第6号

須崎港において貨物の積卸を行う場合に  
経なければならない場所の指定について

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、須崎港において貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を次のように指定し、平成26年6月20日から施行することとしたので、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

平成26年6月19日

高知税関支署長 西本 朝男

外国往来船と陸地との間の貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所は、下表に掲げる場所とする。

係留施設名称	通称
港町ー10M岸壁	港町1万5千トン岸壁
大峯1万トン岸壁	大峰1万トン岸壁
日鉄ドルフィン（-13.5m・専用） 日鉄ドルフィン（-9m・専用）	日鉄ドルフィン桟橋
大阪ドルフィン（-7.5m・専用）	住友大阪セメントAバース